

平成30年度（2018年度）
越谷市市政モニターから寄せられた意見

目次

大綱 1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり	1
○市政移動教室とテレビ広報番組いきいき越谷について.....	1
○レイクタウン地区について	1
○新庁舎建設にかかる住民説明会について.....	2
大綱 2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり.....	3
○ハッポちゃん体操の景品と介護ボランティア制度について.....	3
○地域包括支援センターについて.....	4
○高齢者の体操教室参加について	4
大綱 3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり.....	5
○公園の遊具について	5
○越谷総合公園のテニスコート付近のベンチについて.....	6
大綱 4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり.....	6
○路上喫煙について	6
○ホームページでごみの資源化の動画を流すことについて	6
○資源ごみの回収について	7
○自転車保険について	7
○防災について.....	8
大綱 6 いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり.....	9
○小学校の水泳の授業について.....	9
その他.....	10
○市役所の文書等の西暦表示について	10
○市議会での映像活用について	10

大綱 1 市民とつくる住みよい自治のまちづくり

○市政移動教室とテレビ広報番組いきいき越谷について

市政モニターの施設見学会に参加し、市政モニターだけでなく、より多くの市民に施設見学会の機会があると良いと思った。

個人で見学できる施設はいきいき越谷などで紹介し、団体でなければ見学できない施設は一般応募で参加できるようにしてほしい。また、いきいき越谷で施設紹介する場合は、例えば高校生リポーターに紹介してもらえたらよいと思う。

本市では、市民の皆様に市政への理解と関心を深めていただくことを目的に、市や県などの施設をバスで巡って見学していただく市政移動教室という事業を行っております。

市政移動教室は年に 13 回行っており、そのうち個人でお申し込みいただける回は 5 回、団体でお申し込みいただける回は 8 回あります。定員については、個人の場合は 1 回に 20 人または 33 人、団体の場合は 1 回に 24 人または 37 人として開催しております。

見学先の施設によっては、見学時期や回数の制限がある場合があります。例えば、国の施設である宮内庁埼玉鴨場での見学は、狩猟期を外した 4～7 月に行っており、埼玉県施設である埼玉県立大学の見学は、勤務している講師の方に講義をしていただくため、年度内に 3 回までの開催が可能となっております。

開催のお知らせについては、広報紙と市公式ホームページで行っております。個人については、回ごとに参加者を募集しており、団体については、3 月に参加団体を募集しております。

また、テレビ広報番組「いきいき越谷」では、平成 19 年 6 月に宮内庁埼玉鴨場、平成 28 年 6 月に東埼玉資源環境組合第一工場、平成 29 年 12 月に J A 農産物直売所、平成 30 年 3 月に埼玉県立大学をそれぞれ紹介させていただきました。学生リポーターにつきましても、放送内容に応じて地域の大学生に出演していただいております。

今後につきましても、市政移動教室に多くの市民の皆様からご参加いただき、市政に理解と関心を深めていただけるように努めてまいります。

このたびは、貴重な提言をいただき、ありがとうございました。

<平成 30 年 (2018 年) 7 月 11 日 : 広報広聴課 >

○レイクタウン地区について

レイクタウン地区を市の「地区」として認めてほしい。また、レイクタウン地区に公共施設などを設置してほしい。

越谷市の「地区」につきましては、行政区域とコミュニティ区域があります。行政区域は、行政事務を円滑に進めるために設定しており、現在、13 地区となっております。また、コミュニティ区域は、コミュニティ活動の活性化のため、公民館区を基本に（行政区域と同様に 13 地区）、自治会やコミュニティ活動など地域づくりの範囲となっております。

本市は、旧町村が合併した市域を基礎に、土地区画整理事業によって都市づくりを進め、

新旧住民の融和を図りつつ、時間をかけて現在の地区が設定されてきました。

本市といたしましては、レイクタウン地域を含め、それぞれの地域が保有する自然環境や文化などの地域資源の多様性を認め合いながら、新旧住民のコミュニティが形成され、地域づくりが展開されることを期待しており、レイクタウン地域の皆様には、まずは、大相模地区、川柳地区、それぞれの地区において地域づくり等にご協力いただきたいと考えます。

また、区域変更を行う際には、市が一方的に行うのではなく地域住民の皆様の合意が重要と考えております。地域課題が他の地区と異なり、レイクタウン独自の区域が必要という地域の合意形成が図られた段階で、市として改めて検討させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公共施設等の整備についてですが、現下の財政状況では、現在保有している公共施設の更新ができない状況となっており、公共施設の新規整備は、原則、抑制することとしております。そのため、レイクタウン地域への公共施設の新規整備については、社会情勢の変化や市民のニーズを踏まえ、必要性を慎重に検討してまいります。

今後は、市民の皆様のご意見等をお聴きしながら、将来にわたって持続的に公共サービスが提供できるような対策をするとともに、より良いまちづくりを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<平成30年（2018年）5月28日：市民活動支援課>

○新庁舎建設にかかる住民説明会について

新庁舎建設基本設計（素案）についての説明会が市内の3会場で開催された。開催されたことは評価するが、開催日時が平日の午後7時からだけというのは問題だったと思う。

参加した年配者からは平日昼間の開催が希望されていたようだし、休日（土・日）にし参加できない方もいただろうと想像できる。形式的に開催するのではなく、多くの方が参加できるような日時設定をすべきだと思う。

新庁舎建設基本設計（素案）周知のための市民説明会は、市内全域から多くの市民にご参加いただけるよう、会場を市内の北部（北部市民会館）、中央部（市役所）、南部（南越谷地区センター）に分けて、計3回開催し、29人の方にご出席いただきました。

また、市民説明会以外の周知方法として、市公式ホームページでの公開や、庁舎管理課、情報公開センター、各地区センターの窓口でも基本設計（素案）を閲覧できるように、パブリックコメントを実施いたしました。

なお、参考までに、平成29年8月、9月に、基本設計を作成する段階で様々な立場の市民の声を伺うために計3回実施した市民ワークショップは、すべて土曜日の午後で開催し、延べ75人の方にご参加いただきました。

今後、説明会等を開催する際は、より多くの市民に参加いただけるよう、今回いただいた

ご提言や他部署で実施した計画等説明会の参加状況も参考にしながら、効果的な周知を図れるよう努めてまいります。

＜平成30年（2018年）5月23日：庁舎管理課＞

大綱2 だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

○ハッポちゃん体操の景品と介護ボランティア制度について

ハッポちゃん体操の公開練習に参加すると、ハッポちゃんグッズなどがもらえるとのことだが、高齢者にとって必要なものなのか。高齢者が求めているものは、将来の自分の介護に関する物やサービスだと思うので、他自治体でも行っているように、グッズではなく、将来の介護サービスの積立ポイントにするのはどうか。また、市独自の介護ポイント制度を作ったらどうか。

このたびは、市政への提言をいただきまして、ありがとうございました。

ハッポちゃん体操は、越谷市健康づくり行動計画「いきいき越谷21」のスローガンである“運動習慣を身につけよう”を実践する手段の一つとして、足腰の筋力の強化とバランス能力の向上を目指して、平成16年に制作いたしました。

ハッポちゃん体操公開練習は、市内各所で年間20回開催しており、運動の継続を目的に、3回の参加で、ハッポちゃんグッズを年度内に1回差し上げております。グッズとしては、熱中症予防に関連するペットボトルホルダーや、環境に配慮するエコバッグ等を用意しており、平成25年度からの5年間で、延べ168人の方に進呈いたしました。公開練習に参加いただいている方からは、ハッポちゃんグッズを楽しみにされているとの声も伺っております。

今回ご提言いただいたハッポちゃん体操公開練習と介護サービスの連携については、今後の事業の参考とさせていただきます。

今後も、運動を楽しみながら継続するための事業を実施し、関係機関と連携しながら健康づくりを推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

＜平成30年（2018年）6月26日：市民健康課＞

介護サービスの積立ポイントについてですが、本市では、高齢者の健康増進や介護予防とともに、社会参加活動を促進することを目的として、「介護支援ボランティア制度」という制度を設けております。

この制度は、65歳以上で越谷市社会福祉協議会にボランティア登録をした方が、市が指定した施設や事業所でボランティア活動を行い、年度ごとの活動実績によって評価ポイントが付与され、その評価ポイントに応じた交付金が口座に振り込まれるものです。

本市としましても、より多くの方にこの制度へご協力いただくために周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

＜平成30年（2018年）6月26日：地域包括ケア推進課＞

○地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、中学校区に対して1か所設置されるべきにも関わらず、越谷市には11か所しかなく、場所も不便なところが多い。また、地域包括支援センターがレイクタウン地区に1か所もないことに納得がいかない。

ご指摘いただいたとおり、地域包括支援センターについて、国では人口や社会的条件を勘案して、中学校区単位を目安とした日常生活圏域を設定するとともに、圏域ごとに地域包括支援センターを設置する方針を示しております。

本市においては、各地区センターが所管する13地区において、11か所の地域包括支援センターを設置しております。

地域包括支援センターについては、設置当初、社会福祉法人や医療法人などの事務所に設置しておりましたが、原則として地域の公共施設に設置することで、より使いやすい機関とすることや、地域とのつながりの拠点として利用されていることなどから、地区センターに順次移設を進めてまいりました。各地区に1か所の設置を基本としながらも、高齢者の人口などを踏まえ、隣接した地域と併せて1か所の設置としている地域もあり、現在、荻島・北越谷地区においては、荻島地区センター内に、大相模・川柳地区については、ひのき荘内に地域包括支援センターを設置しております。

地域包括支援センターは、民生委員や自治会をはじめとした地域の社会資源と密接に連携しながら、高齢者の総合相談窓口として活動しております。また、地域包括支援センターへのご相談につきましては、来所のほか、電話連絡をいただいた場合には、必要に応じてご自宅への訪問による相談も行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

＜平成30年（2018年）7月20日：地域包括ケア推進課＞

○高齢者の体操教室参加について

広島市の知人から、70歳以上の方を対象とした「100歳体操」という市の事業に参加するとポイントが与えられ、100ポイント溜めて申請すると7,000円がもらえるため、それを目当てに頑張って通う方が多いという話を聞いた。

個人的には、高齢者が体操教室などに参加することにより、体力づくりや人との交流の確保といった心身の健康保持・増進の効果があると思っているが、参加することによりお金が得られるという方法もあるのかと驚いた。

越谷市では、そのような提案をしたら検討してもらえるのか。

ご意見のとおり、自ら積極的に介護予防に取り組まれている方は、ますます元気になり、健康度が高まります。

介護予防に関する取り組みとして、市では、自治会等の団体を対象に、介護予防を進めるリーダーを養成し、地域での介護予防活動を支援する「介護予防リーダー養成講座」を実施しております。現在、23の団体により、自治会館等を活用し、地域住民が主体となった

介護予防活動が行われております。

また、市内4か所の老人福祉センターを会場に、介護予防の必要性を理解し運動習慣を身につけることを目的とした「元気アップ運動教室」や、地区センター等を会場に、介護予防のために必要な運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善について総合的に学ぶ「お口と栄養と運動の元気塾」、老人会等が活動する場へリハビリ専門職が出張し、介護予防の取組みを支援する「リハビリテーション専門職の介護予防出張講座」など、各種事業を開催しております。

なお、ご質問いただいたポイント制度に関する取組みとして、市では、「介護支援ボランティア」という事業を行っています。この事業は、ボランティア登録をした方が市内の介護保険施設等でボランティアを行うと、1回1時間でスタンプ1個が付与され、年間50スタンプを上限として、スタンプ数に応じて5,000円までの交付金を受け取れるというものです。

市としましては、今後も地域の皆様のご協力をいただきながら、高齢者のニーズを踏まえた介護予防事業に取り組んでまいります。

＜平成31年（2019年）3月14日：地域包括ケア推進課＞

大綱3 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

○公園の遊具について

市内では遊具が錆びている公園が多いように感じる。全国的に、「壊れたから直す」のではなく、「計画的な予防修繕を行う」ことで遊具を長寿命化させ、安全性を確保、かつ、コストを削減する自治体が増えている。越谷市は公園の管理について、どのような計画があるのか。子どもがわくわくするような色の遊具を整備してほしい。

市内には、平成30年4月1日現在、都市公園、児童遊園、借地公園、緑道など、574か所、面積199.41haの公園等がございます。現在、遊具等の維持補修につきましては、市民の皆様からの連絡や市職員による年2回の点検パトロール等により、不具合箇所を早期に発見し、施設の安全を最優先しながら、順次、補修等を行っている状況でございます。

このような中、設置から年数が経過した公園等も多くなってきており、施設の老朽化や樹木の太木化等が進むなど、毎年、施設等の維持管理に多大な費用を要している状況もございます。

市といたしましては、市民の皆様が安全で安心して公園を利用できるよう、引き続き、パトロール等により施設補修を行いながら、遊具については、適宜、色彩等にも配慮するなど、適切な維持管理に努めてまいります。また、施設の長寿命化につきましても、今後の公園施設の状況を踏まえ、調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

＜平成30年（2018年）5月22日：公園緑地課＞

○越谷総合公園のテニスコート付近のベンチについて

越谷総合公園テニスコート東側には木製の長いすが1つしかなく、不便である。また、汚れがひどく、衣服が汚れてしまうため、整備してほしい。

このたび、いただいたご提言について、お答えいたします。

越谷総合公園テニスコート東側の木製ベンチについてでございますが、現地を確認したところ、ご指摘のとおり、老朽化が進んでおりました。

テニスコート周辺には当該箇所以外にも数か所ベンチが設置されており、全体的に老朽化が進行していることから、ほかの利用者からも交換等の要望をいただいております。

市内の公園では既存ベンチの交換要望が数多くあることから、公園緑地課としても交換を進めている状況であり、当該箇所につきましても、東側ベンチを含めたコート周辺の既存ベンチの交換を順次実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<平成30年(2018年)9月20日:公園緑地課>

大綱4 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

○路上喫煙について

路上喫煙については、以前にも市政モニター提言があったが、現在もなくなっていない。北越谷駅では、灰皿が撤去されたことでバス停やビルの前で喫煙する人が増え、副流煙を吸ってしまうことがある。公園でも喫煙する人がいて、子どもを遊ばせることに不安がある。

路上喫煙を減らす取り組みを行ってほしい。

本市の路上喫煙に対する取り組みとしましては、ご案内のとおり平成20年4月1日から「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内全域の公共の場所では喫煙を行わないようにするという努力義務を規定しております。

北越谷駅前に設置していた灰皿につきましては、吸い殻のポイ捨てを防ぐために越谷市が設置したもので、駅周辺のポイ捨て防止に一定の効果을上げておりました。しかしながら、駅利用者などから移設や撤去を望む意見が多数寄せられこともあり、移設先の検討を重ねましたが適切な移設場所がないため、昨年、撤去した経緯がございます。

路上喫煙の防止につきましては、今後ともホームページや自治会への回覧、公園への啓発用看板の設置等を通して、公共の場における喫煙マナーの向上を図るよう、一層の啓発活動に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<平成30年(2018年)5月22日:リサイクルプラザ>

○ホームページでごみの資源化の動画を流すことについて

市民がごみの出し方により協力したくなるよう、市公式ホームページでごみ資源化の流れの動画を流してほしい。

このたび、いただいたご提言について、お答えいたします。

家庭ごみの分け方・出し方につきましては、ごみ収集カレンダー等でご案内し、ダンボー

ル等の古紙類については、ひもでしばっていただくようお願いしております。

また、家庭から出たごみの行方（資源化の過程）につきましては、リサイクルプラザの施設見学やイベント時のパンフレットの配布などを通して、市民の皆様に周知・啓発を行っております。

ご提言いただきました資源化の流れのホームページ上での動画紹介につきましては、リサイクルプラザ内であらためて検討し、以前に市のテレビ広報番組「いきいき越谷」の特集で紹介した「古紙類」「缶類」「びん」のリサイクル過程を家庭ごみに関するページからもご覧いただけるようにしましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

＜平成30年（2018年）10月12日：リサイクルプラザ＞

○資源ごみの回収について

現在、資源ごみの回収を自治会で行っているが、資源回収の補助金額の状況などが住民に理解されれば、回収に協力する気持ちも高まると思う。

本市は、古紙や缶などを資源化するルートとして大きく2つあり、市民の皆様が集積所に出した資源物を市が回収する「行政回収」、自治会などの団体が自主的に資源物を回収し業者へ引き渡す「集団資源回収」があります。

行政回収で回収した資源物は、契約業者へ売り払い、売り払った代金については市の歳入となっております。

集団資源回収は、市に登録した団体に対し、資源の回収量に応じ1kg当たり8円の補助金を交付しており、登録団体は、資源回収業者への売払い代金と併せて、団体の活動費に充てることができます。

集団資源回収の登録団体数は、平成30年3月31日現在で463団体であり、平成29年度の回収量は約6,986トン、補助金額は約5,580万円となっています。

なお、前年度の事業実績等につきましては、各登録団体宛に通知しているとともに、市公式ホームページでもお知らせしております。

今後とも、本事業を市民の皆様にも周知するとともに、本事業を通じて、資源物の回収及びリサイクルを促進してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

＜平成30年（2018年）9月3日：リサイクルプラザ＞

○自転車保険について

今年4月1日から埼玉県では自転車保険の加入が義務化されたが、加入者に対して、市から少しでも助成、補助があれば加入率が上がると思う。

自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見される中、埼玉県が実施したアンケート調査では、県内の自転車保険の加入率が半数以下だったこともあり、被害者救済などの観点から、自転車利用者に対する保険加入の義務付けを行ったと伺っております。

加入義務の対象となる自転車保険等とは、自転車事故により生じた生命または身体の傷害を補償することができる保険又は共済のことで、いわゆる自転車保険という名称が付いているもののほか、自動車保険や火災保険の特約、学校で加入するPTA保険や傷害保険に付帯するものなど、さまざまな種類があり、既に自動車保険などの特約事項として家族全

員が加入している事例も少なくありません。

このため、本市では、広報紙や市公式ホームページに関連記事を掲載するなど、自転車保険の周知啓発に努めているところです。

自転車保険の補助金等については、保険本来の目的である自己責任等に対するリスク移転を勘案すると、公費による助成・補助は困難であると考えておりますが、他市の状況も参考に調査するとともに、まずは、自転車利用者が被害者あるいは加害者になることのないよう、関係機関・関係団体と連携を図りながら、自転車の事故防止に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

＜平成30年（2018年）7月23日：くらし安心課＞

○防災について

西日本豪雨で甚大な被害が出た原因として、避難指示の明確な基準が定まっていなかったこと、防災行政無線が聞き取れなかったことなどがあるようである。

防災について、市はいろいろな対策をしていると思うが、避難指示の明確な基準の再確認及び市民への周知の徹底、防災行政無線を改善（聞き取りにくいなど）してほしい。

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、被害を最小限にするため、市民の皆様へ避難情報や防災情報を、迅速かつ的確に伝達することは大変重要であると考えております。

本市における避難勧告等の基準につきましては、越谷市地域防災計画において、避難の勧告・指示の発令基準や伝達事項、伝達方法について定めております。また、大規模な水害時に避難勧告等を適切なタイミングで発令できるよう、江戸川、中川、綾瀬川、荒川のそれぞれの河川ごとに、発災前から避難勧告等の発令までにとるべき行動を、より具体的に定めたタイムライン（防災行動計画）を作成し、あらかじめ市と各河川事務所において共有しております。

なお、実際の避難勧告等の発令につきましては、タイムラインに加え、本市における防災気象情報等のさまざまな予測情報や河川上流域の降雨予測、情報収集員による現地や河川のパトロール情報、河川水位の状況等を総合的に検証し、判断しております。

一方、防災行政無線（固定型）につきましては、市民の皆様への情報伝達手段として、昭和59年度より設置をはじめ、その後、住宅地の開発や都市基盤の変化などに合わせ、増設や移設をしてまいりました。

近年、マンションなどの中高層建築物の建設などにより、聞き取りが困難な地域が発生してきたことから、音の重なりを防ぐためにスピーカーを適正な方向に配置し、2回に分けて放送を行うなど、機能の有効活用を図っております。また、防災行政無線の情報伝達機能を確保するため、専門業者により年4回の保守点検を実施し、適正な維持管理に努めております。

しかしながら、放送当日の気象状況や、住宅の機密性の向上などにより、放送が聞き取りづらい場合もあることから、本市では「越谷 city メール配信サービス」にご登録いただいた方々に、防災行政無線の放送内容等をメールでお知らせしております。

なお、現在、防災行政無線のデジタル方式による再整備に向けて、設計作業に取り組ん

でおり、来年度より防災行政無線の工事に着手いたします。再整備後は、今までより音声放送が聞き取りやすく、また、放送内容をメールやSNS等の複数の情報媒体へ一斉に同時配信する機能を有するなど、防災行政無線の情報伝達機能の更なる向上に努めてまいります。

今後につきましても、西日本豪雨による災害対応の教訓を踏まえ、いただいたご意見を参考に、避難基準等の再確認や防災行政無線の適切な運用、情報伝達機能の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

＜平成30年（2018年）9月3日：危機管理課＞

大綱6 いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

○小学校の水泳の授業について

小学生の娘から、気温が高い、水温が高いという理由で水泳の授業が非常に少ないという話を聞いた。熱中症対策などで仕方がないことだと思うが、カリキュラムが足りないということにはならないのか。

また、市民プールや民間の施設をうまく活用することはできないか。各校のプールを廃止して、管理にかかるコストを回すことで送迎などの費用などもまかなえると思う。

今年の夏については、気象庁が記者会見で「今年の猛暑は、命の危険がある暑さであり、一つの災害として認識している」と述べており、市内小中学校においても、児童生徒の安全を確保する対応を求められる日が多くありました。各学校では、水泳学習中の熱中症予防のために、プールサイドに水筒を持参させたり、プールサイドにこまめに水をまいたり、水温を下げるために加水する量を例年以上に多くしたりする等の工夫を行ってまいりました。夏休みの学習については、学校への行き帰りの熱中症予防の観点から、水泳学習だけでなく、陸上練習等も中止にする学校もありました。

このような状況を受けて、教育委員会としては、子どもたちを熱中症から守り、子どもたちの命を第一優先にした対応を行うために、「熱中症予防のための諸活動運営ガイドライン」を策定し、平成30年8月20日から各校での運用を始めたところです。具体的には、環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）を判断基準とし、翌日のWBGT予測値が31℃を超える場合は、外での運動は原則中止、水泳学習に関しては、水温が30℃以上あり、かつ、翌日のWBGT予測値が31℃を超える場合は、原則中止としています。これをもとに、次年度以降も、各学校において校長が、活動の中止や練習時間を短縮する等の判断を行うようになります。

1学期に水泳学習を中止にした学校は7校ございましたが、いずれも予定していた全ての授業を中止にしたわけではなく、ご心配されているカリキュラム不足に関しては、問題はありませんでした。また、夏休みの水泳学習は、学習指導要領等で定められたカリキュラムではなく、学校独自の取組になります。

ご提言いただきました室内の市民プール等の利用についてですが、越谷市内には、45校の小中学校があり、児童生徒数は、約2万7千人になります。全員が、各学校で実施している水泳学習と同じ内容、同じ授業数を行うためには、市内の官民合わせた室内プールを

利用しても極めて難しい状況でございます。また、学校によっては、バスを利用しても室内プールまでの距離が遠く、送迎に時間がかかってしまい、その分、他の授業が行えない等の支障をきたすことが考えられます。以上のことから、教育委員会としては、現在の各学校にあるプールで水泳学習を行うほうが効果的であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も「熱中症予防のための諸活動運営ガイドライン」をもとに、熱中症予防に努めるとともに、水泳学習に関しても、さまざまな学校の熱中症予防対策例等を周知しながら、十分な水泳指導ができるように、各学校に指導・助言をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<平成31年(2019年)1月28日:指導課>

その他

○市役所の文書等の西暦表示について

市役所からの文書や申請書などを国際社会で分かりやすいように西暦表記にしてほしい。元号表記でないといけない基準などはあるのか。また、すでに西暦表記の準備をしているのか。

このたびは、市政に対する貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

ご提言をいただきました文書における西暦の使用について、お答えいたします。

国や地方公共団体において元号を使用しなければならないとする法令等はありませんが、本市では、事務を統一的、効率的に処理するため、国や埼玉県の取扱いに準じ、従来から公文書の年表示には「元号」を使用しております。しかしながら、新聞各紙では西暦を併記するなど、西暦で表示する例も多くなっていることは承知しております。

そこで、本市におきましても、埼玉県や他市の動向などを踏まえ、さまざまな角度から、公文書における年表示の取扱いについて、検討を始めております。

今後も、市民に分かりやすい文書作成に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

<平成30年(2018年)6月22日:総務課>

※ 平成31年(2019年)1月1日から、市が作成する公文書の年表記は、原則として元号に西暦を併記しています。

○市議会での映像活用について

一般質問の際に、市議が紙を読み上げているのを見たが、傍聴者に分かりやすいように、論点、データ、数字など、映像を活用して話してもらえたらよいと思う。

本市議会では、市民の皆様に対してより開かれた議会を目指し、議会活性化の取組を進めております。その中でも、特に一般・代表質問に関して近年実施した代表的な取組としては、一問一答式の導入、質問通告一覧の概要版の公開などがございます。

一般質問における映像等の活用についてですが、現状においては、議場にモニターやスクリーンが整備されていないため、各議員がパネル等を提示しながら質問を行う場合がございます。また、現在、議場を含めた本庁舎の建替えが進められていることから、いただ

いたご提言も含め、新議場の設備内容について検討してまいりたいと存じます。

今後におきましても、より市民の皆様に関わりやすい議会とするため、改善と工夫を重ねながら議会活性化に努めてまいります。

<平成31年（2019年）2月13日：議事課>

平成30年度（2018年度）
越谷市市政モニターから寄せられた意見

発行：令和元年（2019年）5月
越谷市市長公室広報広聴課
〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117
